

令和8年第2回

遠軽町議会定例会会議録（第2号）

令和8年3月6日（金）午前10時00分開議

◎本日の会議に付議した事件

会議録署名議員の指名について

日程第30

一般質問

◎出席議員（15名）

議長	15番	杉本信一君	14番	佐藤昇君
	1番	秋元直樹君	2番	戸松恵子君
	3番	阿部君枝君	4番	白幡隆一君
	5番	遠藤明美君	6番	佐藤和徳君
	7番	渡辺清夏君	8番	山本悟君
	9番	村岡敦子君	10番	前島英樹君
	11番	今村則康君	12番	勢志優華君
	13番	山谷敬二君		

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育長	佐藤祐治君
代表監査委員	高橋義久君	農業委員会会長	石丸博雄君

◎説明員

副町長	澤口浩幸君	総務部長	鈴木浩君
民生部長	堀嶋英俊君	経済部長	内野清一君
総務課長	松村圭悟君	総務課周年事業担当課長	中原誉君
総務課契約担当課長	田村明彦君	企画課長	大西公太君
財政課長	今井昌幸君	税務課長（兼）滞納対策室参事	生駒健二君
保健福祉課長	渡邊亮司君	保健福祉課参事	大柳京美君

住民生活課長	太田貴幸君	子育て支援課長	二瓶雄介君
農政林務課長	石川正徳君	商工観光課長	水野徹君
建設課長	米谷克美君	水道課長	小野寺悟君
生田原総合支所長	今泉郁夫君	生田原総合支所参事	大泉勝義君
丸瀬布総合支所長	大川寿雄君	丸瀬布総合支所参事	倉内健一君
白滝総合支所長	長原裕一君	白滝総合支所参事	吉岡秀利君
会計管理者	奥山隆男君	教育部長	古賀伸次君
総務課長	堂前政好君	社会教育課長	中南秀隆君
選挙管理委員会事務局長	松村圭悟君	監査委員事務局長	成中克也君
農業委員会事務局長	石川正徳君		

◎議会事務局職員出席者

事務局長	岩井誠志君	事務局参事	成中克也君
事務局主任	堂前あすか君		

◎開議宣告

- 議長（杉本信一君） ただいまの出席議員は 15 人であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
-

◎会議録署名議員の指名について

- 議長（杉本信一君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第 125 条の規定により、6 番佐藤議員、14 番佐藤議員を指名します。
-

◎日程第 30 一般質問

- 議長（杉本信一君） 日程第 30 一般質問を行います。

一般質問は、再質問より質問者の質問時間を 30 分以内として、一問一答により行います。

通告の順により、発言を許します。

通告 1 番、勢志議員。

- 12 番（勢志優華君） ー登壇ー

通告書に従い、一般質問をさせていただきます。

白滝中学校・丸瀬布中学校統合に伴う教育環境の変化への対応について。

白滝中学校は令和 8 年度末をもって閉校し、令和 9 年度から丸瀬布中学校に統合されます。

中学校の統合は、白滝地域住民の長年の話し合いを経て、生徒の将来的な教育環境の維持及び教育の質を確保する観点から判断されたものであると認識しています。

一方で、統合に伴う生徒の通学環境や学校生活の変化などについて、生徒・保護者からの不安の声も聞かれるところです。

令和 9 年度の統合に向けて、今後、通学方法や学校生活に関する具体的な対応については、事前に生徒や保護者などに対して十分な情報提供が必要であると考えことから、以下の点について町の考えを伺います。

1、統合後のスクールバスの運行方法や通学時間について、現時点での見込みを伺います。

2、制服をはじめとする 2 校で異なっているものの取扱いについて伺います。

3、白滝地域でこれまで行われてきた地域資源を活用した教育活動の継続に関する考え方について伺います。

4、保護者向け説明会等の開催予定の有無について伺います。

- 議長（杉本信一君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤祐治君）　－登壇－

1 2 番勢志議員の、白滝中学校・丸瀬布中学校統合に伴う教育環境の変化への対応についての御質問にお答えいたします。

1 点目の統合後のスクールバスの運行方法や通学時間について、現時点での見込みについての御質問ですが、これまで開催された白滝地域の学校の在り方の説明会において、スクールバスの運行計画について御説明を行ってまいりました。

現時点では、令和8年度当初予算においてスクールバス購入に係る経費を計上させていただきましたので、御審議をお願いする次第であります。

運行方法につきましては、これまでどおり遠距離の生徒につきましては自宅付近での乗車を基本とし、徒歩や自転車にて通学している生徒には、市街地に複数箇所の乗車場所を設ける予定です。

また、通学時間の短縮を図るため、高規格道路の使用を計画しているところであります。

次に、2 点目の制服をはじめとする2校で異なっているものの取扱いについて、並びに3 点目の白滝地域でこれまで行われてきた地域資源を活用した教育活動の継続に関する考え方についての御質問ですが、これらは学校運営に関する事項であると認識しており、白滝中学校と丸瀬布中学校双方の学校が連携の下、協議を行い、適切な対応を検討していく予定であります。

具体的な方針については、今後、学校側から情報提供が行われるものと考えております。

また、昨年11月に提出をいただいた、白滝地域義務教育学校設置推進委員会と白滝小中学校保護者と教職員の会の連名による「白滝地域の学校の在り方に関する要望書」では、生徒の通学範囲全域を包含した特色ある地域教育の実施についても要望をいただいておりますので、「石育」や「合気道」といった白滝地域の特色ある学習活動についても継続的な検討が行われていることの報告を学校からお聞きしているところであります。

次に、4 点目の保護者向け説明会等の開催予定の有無についての御質問ですが、説明会につきましても、現在、白滝中学校と丸瀬布中学校が協力し、開催時期や開催方法などについて検討が行われているところであり、2月27日発行の白滝中学校の学校便りにおいて、「学校といたしましては、スムーズな合併に向けて教育課程や学校生活（校則や制服など）について打合せを行ってまいります。」との内容を、保護者や地域住民の皆様へ周知をしているところであります。

説明会の開催に当たりましては、保護者の皆様のご疑問や不安を解消し、学校統合が円滑に進むよう、教育委員会としても説明会に出席するなど、教育環境の変化への対応に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 勢志議員。

○12番（勢志優華君） まず、1番のスクールバスの関係について伺います。

まだ検討中とのことだったのですけれども、スクールバスについて、運行ルートやその時刻表をどのくらいの時期に決定するかなどは、現在決まっておりますでしょうか。

○議長（杉本信一君） 堂前総務課長。

○総務課長（堂前政好君） 御質問にお答えをいたします。

スクールバスの運行状況などの決定の時期につきましては、令和8年度に入ってから、生徒数の確定、また9年度の生徒数など、生徒の居住地なども見ながら検討していく事項と考えておりますので、具体的な時期につきましては令和8年度以降ということになりまして、例えば夏ですとか秋ですとか、その辺りにつきましてはまだ決定事項ではございませんが、説明会を通じまして、案をお示ししながら保護者の皆様と協議を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 勢志議員。

○12番（勢志優華君） 白滝中学校が丸瀬布中学校に統合することで子どもたちの通学時間が今までより伸びることがあるのですけれども、その中で家庭学習の時間の減少により、そういったスクールバスに乗っている時間がかかることで、保護者の新たな不安というのがこれからいろいろと出てくるかと思うのですが、その方針決定までの過程において、その不安を少しでも減らせるように保護者の意見を聴く機会をどのくらい設けるのか伺います。

○議長（杉本信一君） 堂前総務課長。

○総務課長（堂前政好君） 御質問にお答えをいたします。

保護者の不安解消につきましては、保護者の皆様から学校にまず御質問をしていただいてよろしいかと思えます。学校といたしましては、常日頃から保護者の皆様方の御相談内容につきましては受けておりますので、遠慮なく学校に御相談いただければと思います。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 勢志議員。

○12番（勢志優華君） では、2番の制服の取扱いについて伺います。

制服の取扱いは丸瀬布中学校と白滝中学校の双方の話し合いで決まるということだったのですけれども、制服の取扱いが決まる際に新たな負担が生じた場合に、保護者の負担軽減策として、町として何か対策をする検討はされていますでしょうか。

○議長（杉本信一君） 堂前総務課長。

○総務課長（堂前政好君） 御質問にお答えをいたします。

制服が変わることについての助成の考えはあるかといった御質問でございますが、まず学生服につきましては、白滝中学校、丸瀬布中学校、同じものとなっているとお聞き

しております。セーラー服のスカートにつきましては少し変わると、取扱いが現状では違うということはお聞きをしているところでございます。

また、ジャージにつきましては、学校の指定ジャージを使っただけが基本になっていくと考えておりますが、また保護者の御意向を確認することを検討しているところでございます。ジャージの部分でありますけれども、基本的に個人の所有物といったこともありますので、今現在、教育委員会といたしましては、助成の考えは持ち合わせていないところでございます。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 勢志議員。

○12番（勢志優華君） では、3番の地域教育について伺います。

こちら学校長の判断でどういう教育をされていくかを決めるということで先ほど伺いましたが、ただ、学校長というのはおおむね3年程度で交代すると伺っております。このような中で、自分たちとの地域のつながりが本当にそのまま継続されていくのかという白滝地域の皆さんの不安もあるかと思っておりますが、このような懸念に対して町として何か地域教育の継承に対して関わっていく、学校にアドバイスをしていくなり、そのような対応をする予定はありますでしょうか。

○議長（杉本信一君） 堂前総務課長。

○総務課長（堂前政好君） 御質問にお答えいたします。

地域の特色ある学習の考え方でございますが、学校長は3年程度で変わりますが、今現在も白滝地域で行われております石育につきましては、学校長が変わりましても現在まで引き継がれているところでございます。学校長が変わったといたしましても、学校の経営方針の中で地域に根差した学校運営というものもございますので、そういったものを勘案しながら学校運営が行われているところでございまして、教育委員会といたしまして何かアドバイスをするかということに関しましては、教育課程の編成の中で指導することは可能ではありますけれども、教育課程の編成は学校で行われていくものでございますので、学校側で十分な判断がされて編成がされていくものと考えているところでございます。

以上です。

○議長（杉本信一君） 勢志議員。

○12番（勢志優華君） 4番の保護者向け説明会について伺います。

これまでの話の中でも、統合に伴い決める事項には町と学校で役割分担があると認識しました。ただ、保護者の中には、全体像が見えなくて誰に何を聞いていいかわからないという不安を抱く方もいらっしゃると思います。

そこで、もう少し町が主体となって、まず情報を整理して、誰が何を検討しているのかを保護者向けに説明会などで情報提供していく考えはあるかを伺います。

○議長（杉本信一君） 堂前総務課長。

○総務課長（堂前政好君） 御質問にお答えをいたします。

統合に向けたいろいろな制度の説明の部分でございますけれども、こちらも繰り返しになりますけれども、常日頃から不安な部分については学校側に御質問をしていただければと思っております。

学校と教育委員会は密に連携もしておりますので、学校側の答えられない部分などにつきましては教育委員会にも照会が入ってまいります。そのような部分につきましては教育委員会で丁寧な対応をしてみたいと考えているところでございます。

また、学校では学校運営協議会といったものもございます。PTAの代表、会長も委員として入っておりますので、そのような部分も通じながら、いろいろな不安事項については問合せをしていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 勢志議員。

○12番（勢志優華君） では、最後の質問にしたいと思えます。

今回の白滝中学校統廃合による一連の流れは、今後、ほかの地域で学校の在り方について検討する際のモデルケースになると考えています。

現在、安国中学校でも同様の議論が生じているとの話も伺いました。

ただ、町が学校や保護者と今回の白滝中学校の統廃合の中でいろいろな意見をまとめていく中で、全体像を把握しているのは町だと私は認識しております。なので、もう少しこの統廃合の一連の流れを町で整理して、今後そういった統廃合の問題がほかの地域で起きたときに早い段階から情報提供できるように、何か形をつくっていくなり、そのような検討をしているのか、町の見解を伺いたいと思えます。

○議長（杉本信一君） 堂前総務課長。

○総務課長（堂前政好君） 御質問にお答えをいたします。

学校の在り方の検討状況の情報提供といった趣旨の御質問かと思えますけれども、まず学校の在り方の検討の主体につきましては、地域の皆様に十分に考えていただく、これを第一と考えておりますので、やはり地域の意見を尊重していくといった形になります。

また、検討の主体につきましても、そこの地域の検討の組織といったこともありますので、どのような部分で教育委員会が情報提供をしていいのかという部分もありますけれども、やはり地域の意見を尊重していく、大変だと思えますけれども、地域の皆様がまず十分に議論をしていただく、そこが一番大切かと考えております。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 以上で、勢志議員の質問を終わります。

通告2番、村岡議員。

○9番（村岡敦子君） ー登壇ー

通告書に従いまして、質問させていただきます。

ヤングケアラー支援について。

北海道の第1期北海道ケアラー支援推進計画がこの3月で終了しますが、道が実施した実態調査の結果では、道内にヤングケアラーが一定数いることや、本人が負担を自覚しにくく、悩みを誰にも相談した経験がないことが多い状況が明らかとなっています。

ヤングケアラー支援を進めていくに当たっては、早期発見と相談窓口の明確化、啓発活動で意識を高めることが重要だと考えます。

過去に同僚議員が同様な質問をしていましたが、次の3点について伺います。

1、早期発見と現状を把握することで適切な支援やサービスにつなげていくことができると考えます。関係機関との連携、情報共有だけでなく、アンケート調査など一歩踏み込んだ実態把握の調査が必要だと考えますが、見解を伺います。

2、ヤングケアラーは自認しにくいことから、児童生徒へのヤングケアラーに関する教育が大切だと考えます。児童生徒に対してヤングケアラーを理解してもらうために学校の授業に取り入れるなど、継続した教育活動の一環として行っていくべきだと考えますが、見解を伺います。

3、児童生徒が周りの大人に相談をしやすくする仕組みが大事だと考えます。児童生徒が気軽に相談できるような相談窓口の設置、認知度向上や明確化について、どのような対策を行っているか伺います。

○議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

お答えします。

1点目の、関係機関との連携、情報共有だけでなくアンケート調査など一歩踏み込んだ実態把握の調査が必要だと考えますが見解を伺いますという御質問についてですが、アンケート調査については現在のところ実施する予定はありませんが、実態把握については、相談をお受けするケースに対し、相談の入り口ごとの個別のケース会議を実施し、関係する機関等との連携を図り、対応しております。

そこではヤングケアラーのみならず、家庭におけるさまざまな問題に対する支援の在り方や方向性を協議し、困難が存在する家庭に対して支援をしており、これまで培ってきた情報共有体制等の協力関係において、引き続き対応をしております。

私からは以上でございます。

○議長（杉本信一君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤祐治君） 9番村岡議員のヤングケアラー支援についての2点目と3点目の御質問にお答えいたします。

2点目の、ヤングケアラーは自認しにくいことから児童生徒へのヤングケアラーに関する教育が大切だと考えます、児童生徒に対してヤングケアラーを理解してもらうために学校の授業に取り入れるなど継続した教育活動の一環として行っていくべきと考えますが見解を伺いますとの御質問ですが、児童生徒にヤングケアラーという存在を認識

し、その役割について理解を深めてもらうため、道が作成したリーフレットを配布するとともに、学級活動の時間などを活用して説明をしており、ヤングケアラーについての理解や気づきを促進し、早期発見と支援につなげる取組を行っているところであります。

3点目の、児童生徒が周りの大人に相談をしやすくする仕組みが大事だと考えます、児童生徒が気軽に相談できるような相談窓口の設置、認知度向上や明確化についてどのように対策を行っているかとの御質問ですが、ヤングケアラーに限らず、児童生徒が不安や悩みなどのSOSを自ら出すことができる手段として、北海道教育庁が設置している「おなやみポスト」や関係機関の相談窓口を周知し、児童生徒が自ら相談できる環境を整えているところであります。

また、昨年7月に文部科学省が作成した「ヤングケアラー支援における学校等の役割について」では、気づき・情報集約・支援・見守りの4つの視点が示されており、その実践が求められております。

家庭以外で児童生徒の様子を日常的に把握することができるのは主に学校でありますので、担任を中心とした教職員が、児童生徒の登校状況や体調、服装など、普段とは異なる様子を察する気づきが重要であり、また、普段からの信頼関係を構築することも相談を促す上で大切な要素であります。異変を察知したときには、学校から教育委員会へ、さらに町に情報提供を行い、関係機関とも連携しながら、ヤングケアラーの支援に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（杉本信一君） 村岡議員。

○9番（村岡敦子君） 子ども家庭庁の「ヤングケアラー支援体制強化事業実施要綱」によりますと、「市区町村において支援対象となるヤングケアラーを把握するための定期調査は少なくとも年に1回程度の実施が求められる」と記載されています。

また、「市区町村は、こどもの気持ちに寄り添いつつ、こどもの生活実態や関係環境、担っているケアの状況やこどもが必要としている支援等について、実態調査を実施する。」とも記載されています。このことから、私は町として実態調査は重要かと思いますが、その点はどのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（杉本信一君） 渡邊保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡邊亮司君） 議員御指摘のとおりで、ケアラーの支援や虐待支援については実態把握が一番肝要であると認識しております。

アンケート調査の回答率は平均30%前後とされ、統計的に調査母体の全体像を掴む、これについては、北海道での調査、これは道の高2と中2に対して行った調査で、5%から7%の間でそういったケアラーがいる、これは遠軽町においても同様の範疇かなと考えております。

よって、これまで行ってきたことでありますけれども、福祉・教育現場における日々

の職務遂行に当たり、日々の相談等でその兆しを見逃さないということが個別の支援に
対することで重要だと考えております。

また、地域の見守りの目として、民生委員の存在価値・意義も高く、そこで、令和
7年度の4月に、民生委員協議会の中で道社協のケアラー推進センター長の中村様をお
招きして、そういった認識を皆で一にしたところでございますので、そういった関係機
関、庁舎内の組織横断的な連携であるとかも含めて、そういった連携を引き続き図って
まいりたい考えです。

以上です。

○議長（杉本信一君） 村岡議員。

○9番（村岡敦子君） 2番の教育活動の一環としてということで、再質問させていた
だきます。

道の調査でヤングケアラーについて知るためには何が必要ですかという項目がありま
して、その中での子どもの意見に一番多かったのがSNSでの発信なのです。2番目が
学校の授業で取り入れてほしいという子どもたちの意見がありました。

この結果から、私は学校の授業や総合学習の中で出前講座みたいなものをやるのが子
どもたちのためには一番いいのかなと考えますが、その点はどのようにお考えになりま
すでしょうか。

○議長（杉本信一君） 堂前総務課長。

○総務課長（堂前政好君） 御質問にお答えをいたします。

授業での取組をしたらどうかといった御質問かと思いますが、先ほどの教育長の答弁
でもありましたが、児童生徒に対しましてはリーフレットを配付して、そのリーフレッ
トを使った中で時間をうまく使いまして学級活動の時間などを活用して周知をしている
ところございまして、総合的な学習の時間に特化するまでは必要はないかなと考える
ところではございますけれども、総合的な学習の時間につきましては教育課程の編成の
中の一つということもございまして、学校の判断といったことが出てくるところでご
ざいます。

出前講座などの活用につきましても、総合的な学習の時間でどう使っていかにつ
きましましては学校の判断といった形になりますが、繰り返しになりますけれども、学級活動
の時間などを使って今現在十分に学校としてやっているといったことございまして
ので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（杉本信一君） 村岡議員。

○9番（村岡敦子君） 今のお話でもう1点だけお聞きしたかったですけれど、学校
の判断というお話でしたが、例えば教育委員会から学校の校長先生なりに働きかけとい
うのはしていただけるのでしょうか。

○議長（杉本信一君） 堂前総務課長。

○総務課長（堂前政好君） 御質問にお答えをいたします。

教育委員会から各学校長に働きかけができるのかといったことをございますけれども、例えばケアラー支援推進センターが行っております地域アドバイザー制度が確立されているかと思いますが、こういった制度があるといったことにつきまして情報提供することは可能と考えております。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 村岡議員。

○9番（村岡敦子君） 3番の相談窓口の関係では、先ほどお話しいただいたので、私はそれでいいかなと思います。

最後に、誰一人取り残さないような柔軟な対応をしていただきたいと思います。

ヤングケアラーに限りませんけれども、町としては、誰一人取り残さないということに関してはどのようなお考えを持っているのかお願いいたします。

○議長（杉本信一君） 渡邊保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡邊亮司君） 町長答弁にもありましたとおりですけれども、入り口といったところでは多方面からの相談が寄せられて、結果的にその果てにヤングケアラーがいたり、児童の虐待があったり、老人の虐待、いろいろな問題があつて、その生い立ちに至るまで私たち関わっていくわけなので、今言ったとおり、今回はたまたまヤングケアラーということだけだったのですけれども、それは学校の入り口だったり、高校からの相談、まして、働いていない方もいたり、引きこもりということになったら学校だけの問題ではなくなってきますので、やはりそこは、今は定数に至っていない状態でありますけれども民生委員さん、その辺りの地域の目ですとか、そういったところから寄せられてくる相談に対して一つ一つ対応してまいりたいと考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（杉本信一君） 以上で、村岡議員の質問を終わります。

通告3番、14番佐藤議員。

○14番（佐藤 昇君） ー登壇ー

通告書に従いまして、私から2点お伺いいたします。

1番目、高齢者のりもの助成に関する使用枠の拡大などの柔軟な取扱いについて。

高齢者福祉という観点から、高齢者の積極的な外出支援と、自家用車などの利用がかなわず公共的な交通手段以外に移動手段を持たない高齢者を対象として、長年にわたり高齢者のりもの助成事業が行われ、今日に至っています。そうした事業は、今後の高齢化社会を見据えた場合、貴重な政策の一つであり、一定の評価をするところであります。

しかし、近年の物価高騰などから、年間の使用枚数の増や、1回当たりの使用枚数の制限の緩和を求める声があることも事実であります。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

《令和8年3月6日》

助成券の年間の交付枚数の上積みや、1回当たりの使用枚数について、複数枚使用を可能にするなど、柔軟な取扱いに変更する考えはありませんか。

2点目、町職員がハラスメントなどから精神的健康を守るための職場環境づくりについて伺います。

昨年3月の定例町議会において、カスタマーハラスメントに関する町としての取組について質問して以降、現在はネームプレートの記載内容が名字のみに変更され、今日に至っています。

また一方、「職員の自死事案における調査報告を受けた対応について」も、令和8年1月20日開催の総務・文教常任委員会において、5点にわたる対応策が示され、今後、ハラスメントや過度な時間外労働が主たる要因で職員の精神的健康が犯されることのないような職場づくりに期待をするものであります。

そこで、次の2点について、町の考え方を伺います。

1点目、対応策には特に触れられていないハラスメントに対する悩みや相談などは、どこでどのように行おうとしておられますか。

2点目、職場における勤務時間内の日常の接し方において、「呼び捨て」はパワハラにつながるおそれがあり、また、女性職員に対する「ちゃん付け」はセクハラに当たるとの見解もあることから、そうならない普段からの関係づくりが必要と考えますが、町の見解を伺います。

以上です。

○議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

1つ目の御質問にお答えをします。

高齢者のりもの乗車助成事業の目的は、交通機関の利用に係る費用の一部を助成することにより、高齢者の外出機会の創出を図り、心と体の健康増進を期し、ひいては介護予防に資することにあります。これが目的です。

利用できる交通機関は、公営バス、デマンド型乗合タクシー、町内を路線として定期に運行する乗合バスに加え、町内に所在するハイヤーとなっており、助成額につきましては1回につき100円としております。

御質問の、助成券の年間の交付枚数の上積みや、1回当たりの使用枚数について複数枚使用を可能にするなど、柔軟な取扱いに変更するような考えはありませんかについてですが、行政改革もあり、助成額等の引上げ等について安易にすべきではないと考えておりますが、いわね大橋が被災し通行止めになったというような特殊事情もございました。また、今後の時勢の状況に応じ、その都度対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、2つ目の御質問にお答えいたします。

1点目の、対応策には特に触れられていないハラスメントに対する悩みや相談などは

どこでどのように行おうとしているかについてですが、令和8年1月20日開催の総務・文教常任委員会でお示した対応策は第三者機関の調査報告に基づき作成したものであり、この調査報告ではハラスメントに関する報告はありませんでしたので、対応策にはハラスメントに関する項目を含めておりません。

一方で、職場における各種ハラスメントを防止するため、事業主が雇用管理上講ずべき措置として、相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備することが、厚生労働大臣の指針により定められているところであります。

町では、遠軽町職員に係る懲戒処分等の指針において、各種ハラスメントがあった場合の懲戒処分の種類をまとめており、非違行為等の報告及び相談窓口の在り方等についての規定はございませんが、このような事案があった場合の相談先としては、総務部総務課が窓口となり、個々の状況に応じ対応をしているところであります。

現在、ハラスメントの防止等に関する要綱等の策定に向けて準備をしております。その中で、改めて総務部総務課長、または総務課職員を相談員として規定することを今検討しているところであります。

また、カスタマーハラスメントにつきましても、現在、町として厳正に対処をしているところですが、本年10月1日からは、相談体制の整備が義務化されます。カスタマーハラスメントに対する相談窓口としましては、北海道が令和7年3月に策定しました北海道カスタマーハラスメント防止条例に係る指針において、「ハラスメントは、複合的に生じることも想定されることから、あらゆるハラスメントの相談について一元的に応じることのできる体制を整備することが望ましい。」とされていることを踏まえ、同様の相談窓口により対応したいと考えております。

次、2点目の職場における勤務時間内の日常の接し方における呼び捨て・ちゃん付けについてですが、職場におけるパワーハラスメントは職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより労働者の就業環境が害されるものとされており、呼び捨てにより相手が萎縮してしまうなど、職員の心理的安全性が損なわれる場合にはパワーハラスメントに該当する可能性があるものと認識しております。

また、職場におけるセクシュアルハラスメントは、職場において行われる労働者の意に反する性的な言動に対する労働者の対応により、その労働者が労働条件について不利益を受けたり就業環境が害されたりすることであり、相手がちゃん付けで呼ばれることを不快だと感じる場合にはセクシュアルハラスメントに該当する可能性があるものと認識しております。

呼び捨てやちゃん付けを使う理由としましては、職員間の親しみやすさや信頼関係の構築、あるいはこれまでの風習などさまざまな理由が考えられますが、呼び捨てやちゃん付けだけで直ちにハラスメントになるわけではないことから、コミュニケーションの活性化や円滑化のために定期的に面談やミーティングを行うことや、ハラスメント研修

などに取り組むことで良好な職場の人間関係を構築することが、ハラスメントを防止する上で重要だと考えております。

以上です。

○議長（杉本信一君） 14番佐藤議員。

○14番（佐藤 昇君） まず、1点目ののりもの助成への関係について質問いたします。

町長から、最終的には行革もありというような注釈がついていましたけれども、時勢に応じて対応するとの答弁などもいただきましたが、私もあまり古いことは分からないのですけれど、この事業は恐らく町村合併になったときからもう既にありますよね。途中からですか。

（「もっと前」と呼ぶ者あり）

もっと前ね。すみません。合併前からそれぞれの旧町村の中で、形は違ったと思いますが、いろいろとそういう助成が行われてきたということだと思いますけれども、旧遠軽町の場合は年間の枚数が72枚、平均すると月6枚ということになりますよね。

まずお聞きしたいのですけれど、年間72枚、月6枚の根拠というのはあるかどうか分かりませんが、どういう経緯でこの枚数になったのか、その辺りのところをお伺いしたいと思います。

○議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 私からお答えをいたします。

まず、72枚の根拠を先に答えましょうか。

それは、旧遠軽町の場合には、確か石井町長のときからやられたと私は記憶をしております。私も福祉課に5年ほどいましたので。

ただ、72枚の根拠は分かりません。すみません。

いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それとこの件についてなのですけれども、先ほど過去の話になりましたけれども、やはりなぜこういうのができたかということ、過去のことが分からなければ現在、先のこととは話せないと思うのですよね、我々も。

それで当時、石井さんが町長をされていた頃には、福祉というのはこういう福祉でした。あと床屋にお願いして老人の家に行って髪を切ってもらうとか、そういう福祉です。

当時から特別養護老人ホームなどの施設はあったのですけれども、国が在宅福祉ということで推してきて、それが在宅だけでは無理だよということ、また福祉施設の整備などが大事だなということになったわけです。

この高齢者ののりもの助成も、そういった床屋さんとか、そういった時代の始まりの福祉だったわけです。

その頃はまだ高齢化もそれほど進んでいないことがやはり原因だったのではないのでしょうか。

今は先ほど申したような福祉になっておりますので、私は在宅福祉だとか施設福祉を柱としてやってくる。そのために、今まで16年間の間に大きい福祉施設も何十億補助金出しました。全部改築も終わりました

それからもう一つ大事なのは、やはり高齢者にとっては医療だと思います。そういった意味で、医療体制をしっかり守っていくことが大事であって、のりもの事業をやめるとは言いませんけれども、これからの高齢者の福祉は、その辺りは時代の流れも考えながらやっていかなければならないのではないかと考えております。

札幌市も、昨年でしたか、確かこういう乗り物のやつとか縮小するとなって、それは今までもらっていたものをやめると言われた皆さん反対するのでしょうか、札幌市はこれから財政状況が本当に大変な状況になるみたいですし、そういう意味で、先ほど私は行政改革という言葉も使って御答弁をさせていただいたところでございます。

ちなみに老人の敬老会もあれだけお金かけて時間もかけてやっていたけれども今はやっていないとか、やはりそういう時代の流れが必要なのかなと考えております。

○議長（杉本信一君） 14番佐藤議員。

○14番（佐藤 昇君） 町長から今、高齢者福祉全般について言われましたけれど、町長の話をしているうちにだんだんと、当初答弁された時勢に応じて対応するというのが、これ、このまま、例えば私が質問したことによって逆になくなってしまうのではないかと心配を持ってしまうのですよね。

今回の質問の趣旨というのは、最初書いてあるようにもっと増やしてくれとかもっと複数枚使えるように柔軟にしてくれということですから、その趣旨からいくと、今の答弁を聞いていると、これはいずれなくなってしまうのではないかと、それなら質問しなければよかったということになってしまったら困るのですけれども。

福祉全般の話は今回のテーマではありませんから、その辺りのところについてはまた別の機会に議論しなければいけないのではないかなと考えていますけれど、これ私はもう3回くらいやっていますよね。予算審査特別委員会でもっと増やせないのかと質問を何回もさせてもらっていますし、同僚議員も2回ほど質問していますけれども、なかなか町のガードが固くて「はい」とは言ってくれない状況になっているのです。

予算審査特別委員会で質問してもいいのですけれども、多分駄目だろうなという私の考え方などもあって、今回あえて一般質問で取り上げさせていただきました。

私もしつこいものですからずっと言い続けているのですけれども、先ほど行革もあって時勢に応じて云々という話からいくと、恐らく当初から遠軽町の場合は同じ枚数で1回100円だったのかな。間違っていたらごめんなさいですけれども、恐らくできたときから100円だったのではないかと思うのです。時勢に応じてということになれば、物価高騰は少しありますけれども、できた当時の状況から見ても貨幣価値というのは当

時からすると随分上がっています。もう100円で何が買えるのだと。こういうことだと思いますし、感覚も変わっていると思うのです。だから、金額や枚数なども含めて、もうそろそろ見直してもよい時期にあるのではないかと考えますけれども、どうでしょうか。

○議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 私にとってはいい質問をいただいたなと思って答弁させてもらいました。何でもそうですけれども、政策の中の施策の一つでありますけれども、一つだけ論じても駄目ですよ。我々にしてみれば全体の中での、大きな政策の中で動いていくわけですから、それは皆さんとずっとそういう議論を重ねて、年数を重ねて、今の遠軽町ができたのだと思っておりますが、そういった意味で、再質問で心配されていた、なくなるのではないかということについては、今のところそのようなことは全く考えておりません。そうならないように、うちの町の財政状況をしっかりと確立してまいりたいと思っております。

そして、全体の金額が上がるとかの話は、私も本当は議員と同じく、上げたらいいふうに思われるなと思ってやりたいのですけれども、そういうことばかり私の立場でできませんので、合併前の厳しい状況も分かっていますから、もう二度とそういう状況に戻さない。そこに戻ってしまうと、先ほど言いました、老人福祉に対して一番大事な施設福祉、在宅福祉、また医療までが駄目になってしまいますから、そういった意味で金額を上げるということは今の段階で私も考えておりませんが、いろいろな使い方の、現状に応じたものは、その都度いろいろなアイデアをいただきながらやっていきたいと思っております。

確かこれも昔、最初はバスだけだったのではないかな。それが今はタクシーなどいろいろ使えるようになっていきますので、そういったことでまたさらにいろいろ協議を重ねられればと思っております。

以上です。

○議長（杉本信一君） 14番佐藤議員。

○14番（佐藤 昇君） 今の町長の答弁を勝手によく解釈すると、枚数は増やせないけれども知恵を出し合いながら複数の枚数は使用可能だとも受け取れるのですけれども、そういうことですか。

○議長（杉本信一君） 暫時休憩します。

午前10時55分 休憩

午前10時57分 再開

○議長（杉本信一君） 再開します。

渡邊保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡邊亮司君） 枚数の問題なのですけれども、同様の質問に対してい

つも同じお答えをさせていただいているのですけれども、複数枚使うということは、限られた枚数の中の外出機会が少なくなってしまうことにもつながりますので、外出機会の創出を目的としているこの事業の本旨から外れてしまうのかなと考えております。

また、複数枚利用が可能ということになってしまいますと、以前にも少しあった事例なのですから、他人への譲渡ですとかそういったことも引き起こしやすい、実際にあったということで（「今もあるのですよね」と呼ぶ者あり）確認は今できていないですけれども、過去にあったということは間違いないので、その辺り誘引しないような使い方を考えております。

以上です。

○議長（杉本信一君） 14番佐藤議員。

○14番（佐藤 昇君） 保健福祉課に行ったら、カウンターのところ、「ほかに回さないでくれ」みたいな、そういうことが書いてありますよね。不正に使っているみたいな。そういう話は、私も聞いたことはあります。ただ、裏を返せば足りないからそういう事態が起きるので、使わない人もいます。

去年の決算における令和6年度の主要施策成果説明書を見ますと、令和6年度で交付枚数が1,393、利用件数が36,818という数字が示されているのですけれども、これは単純に計算すると1人平均2.6枚使っている計算になるのです。だから、はっきり言って、必要ない人は必要ない。免許を持っていて車を持っている人はそういうものは必要ないと思うのですけれども、これ以降の阿部議員の質問ではないですけど、伴侶を亡くして一人で暮らしているような、特に女性の場合は運転免許証もない、車もないとなってくると、そちらの病院に行ったりこちらの病院行ったりということになると、やはり足りない人がいるわけです。だから、その辺りのところの手当もすべきではないかなと私は思います。

行革絡みの財政関係からいくと、当初の予算額、新年度は478万円くらいですか。この令和6年度は390万の支出になっているのですけれども、高齢者が増えているけれども、一方で、必要ない、使わない人もいるわけですから、その辺りのところの状況をつかんだ上で、例えば年間72枚でなくて100枚ぐらいにするとか、複数枚使えるようにするとか、そういうような考え方にならないのかどうか、もう一回お聞きしたいと思います。

○議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 1回目の答弁で検討してまいりますと私言いましたので、その辺りを含めて検討させていただきたいと思うのですが、今の議員の再々質問の中の、今の予算が使われていないからいいのではないかというのは、残念ながらそれは全く当たりません。町の予算はそれだけではないからです。全体の予算の中ですから、当然使わないものは使わないでいただきたい。それが翌年度にも使われていくわけですから、財政の基本ですけれども、そういうことがあるので、そこは少し難しいのかなと思って

おります。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 14番佐藤議員。

○14番（佐藤 昇君） これについての最後の質問にしたいと思えますけれども、これは関係ないといえば関係ないかもしれませんが、今アメリカ、イスラエルとイランとの紛争が行われていて、原油も上がるのではないかという話もされて、それらの影響が、結局ほかのもの、農産物などそういったものに対しても物価高に影響を与えていくのではないかということが今言われていますけれども、これ以降そうなってくると、当然国としても前年度に行われたような物価高騰対応支援臨時交付金みたいなやつがまた出てくる可能性はあるのですけれども、私が言っているのがそれに当てはまるかどうか分かりませんが、そういった事態になったときに、例えば物価高騰の対応の支援という形でもう少しそういう資金を使って増やすとか、そのようなことを考えてみることも必要ではないかなと私は思いますけれども、その辺りについてはどうでしょうか。

○議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 今のイランをめぐる紛争の件で、原油が上がって生活が苦しくなるからそれに対応することに関するお話かなと思いますけれども、その件につきましては、あの紛争が起きてから即座に、今月3月2日にやった部課長等会議の際にイランでこういうことが起きているのでさまざまなことが想定されるぞと、これについていろいろ今のうちからも心しておかなければならないぞという指示ははっきりと出しているところでございますが、こればかりは私などにはこの後どうなるかはまだ想像がつかないところでありますが、そういうことになれば国のさまざまな対応策が考えられますので、今回の当初予算、また2月に出した補正予算もありますが、そういった形で対応が予想されることもあるのかなと思っております。

ただそういった際に、この件に、バス券にやるのがどうかということ、私は今までもそういう狭い意味で見て景気対策をやっておりません。

今言いました3月のこれからの当初予算、それから2月で議決いただきました景気対策の予算、商品券だけしかちょっとしか出ていませんでしたけれども、皆さん十分御承知だと思うのですが、実は裏では水道にドーンと入れているわけです。

これは私の考え方として、水道はどなたでもまず使うだろう、営業している方も個人の方も高齢者でも使うだろうということで、水道にドーンと入れたわけでございますので、今後、原油がまたさらに上がったときにどういう形で出るか、またそのときにいろいろ検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 11時15分まで休憩とします。

午前11時05分 休憩

午前11時13分 再開

○議長（杉本信一君） 再開します。

14番佐藤議員。

○14番（佐藤 昇君） それでは、2番目の（1）の再質問をいたします。

答弁の中では、総務部総務課で対応をしていますと、道の要綱を作成しているみたいなことで、課長とか相談員とかを選んで進めますみたいな、そのような答弁だったと思うのですが、総務部総務課で対応するのは結構なのですが、同じ内部の関係者ですから、このようなこと言いたくないのですが、場合によっては、例えばパワハラなどの当事者かもしれない。そうすると、いろいろな相談といってもなかなか難しくなってくるのではないだろうかという気はします。

それで、役場の中に労働組合がそれぞれ2つ、自治労の町職さんと三和会ですか、あると思うのですが、いわゆるそういう労働組合の組織との対話の中で、いろいろな窓口も開かれていると思うのですが、そういう労働者を代表する任務にある方と、それから、例えば役場の総務課長になるのだろうかと思うのですが、その辺りのところも含めて、常にいろいろな協議、状況の把握をしながら、そうしたことを踏まえて対応をしていくと、こういうことも私は必要ではないかなと思うのですが、その辺りはどう考えているのですか。

○議長（杉本信一君） 松村総務課長。

○総務課長（松村圭悟君） ただいまの御質問にお答えいたします。

町長答弁にもありますとおり、相談窓口としましては総務部総務課に設置することを考えております。

また、地方公務員の場合、人事委員会または公平委員会に苦情を相談することができるようになっておりまして、遠軽町でいいますと遠軽町公平委員会に対しても苦情の相談ができるようになっております。

今、御質問のありました組合等の関係でありますけれども、相談窓口等を設置するに当たりましては要綱等を作成いたしますけれども、その要綱作成に当たりましては職員団体の参画する安全労働衛生委員会とも協議をしながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（杉本信一君） 14番佐藤議員。

○14番（佐藤 昇君） ぜひそういう体制の中で、ハラスメントに関わる部分についての対応をお願いしたいと思います。

○議長（杉本信一君） 暫時休憩します。

午前11時17分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（杉本信一君） 再開します。

14番佐藤議員。

○14番（佐藤 昇君） それでは2番目への関係について質問いたします。

答弁の中では、それだけでハラスメントを防止するようなことにはならないという、当然そうです。ただ、私が申し上げたいのは、カスタマーハラスメントは置いておいても、いわゆる職場の風土づくりや雰囲気づくり、パワハラとかセクハラとかそういうようなことにならないような、予防といえいいのですか、そういう職場の雰囲気づくりというのはやはり大切ではないのかなと思います。

今、民間企業とか、国会の予算委員会などを聞いてもそうなのですけれども、あと学校も今そうなっているのだという話も聞きましたけれども、いろいろなところで、いわゆる「さん付け」の風潮というか、文化というか、そういったものがだんだんと生まれてきているのではないかと思うのです。

当然、役職をお持ちの方は、例えば部長とか課長とか、それはハラスメントにも当たりませんから当然のことなのですけれども、例えば職員に対しての「さん付け運動」というのはつくり上げていったほうがいいのではないかと私は思うのですけれども、そういう提起をまずしてみたいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（杉本信一君） 松村総務課長。

○総務課長（松村圭悟君） ただいまの御質問にお答えいたします。

さん付けの取組についてであります。御指摘のとおり一部民間企業等で導入されていることは承知しているところです。

ただし、町長答弁にもありましたとおり、職場の人間関係を円滑に行うためには、さん付けの取組を導入した場合、職員間の関係性がぎこちなくなるといったことも考えられるところであります。よって、相談ですとかミーティング、ハラスメントに関する研修を通して、信頼関係を構築していくということが大事ではないかと考えております。

以上です。

○議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 私からも付け加えさせていただきます。

今、総務課長からありましたけれども、さん付けでやっている企業は過半数を超えているかという、各企業でも全然それほどいないと認識はしております。

こういう話が出たときに大事なことは、法令等で義務付けられれば我々はやらなければいけません。ただ、このさん付けとかちゃん付け、私もしょっちゅう「修ちゃん」とか呼ばれて、全然嫌な気持ちにもなりませんけれども、先ほど1回目の答弁で言いましたけれども、やはり今までの日本人としての歴史とかいろいろなものがありますから、あくまでもそういう法令で義務付けとかされていないならば、圧倒的に世の中がそうなれば、そうせざるを得ないのかなとも思いますけれども、安易に今、うちの役場がすぐにさん付で統一しようやということは、また逆な意見もたくさんあるのではないのかなと認識しておりますので、1回目の答弁で申し上げましたけれども、定期的に面談やミーティングを行うこと、ハラスメント研修などを行うことで、議員もおっしゃっていただきました良好な職場の人間関係を構築することが大事なのかなと考えております。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 14番佐藤議員。

○14番（佐藤 昇君） いや、それは分かるのですけれども、当事者同士はいいですよ。ただ、外部からそういう光景を、例えば呼び捨てとかを見ますと違和感を覚えざるを得ない。当事者だけでなく、外部からの目を意識しなければいけないのではないかなと私は思うのです。

さん付けというのは、これは私が言うまでもないと思うのですけれども、やはり個々の人格を尊重するということだと思っております。職場の中でもお互いの人格を尊重し合いながら、できればさん付けの風土づくりというのはしていくべきではないかと思うのです。

あと冒頭申し上げましたように、周りからの目というものはあると思うのです。その辺りも少し考える必要があるのではないかと思うのです。

○議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 周りからの目も、いろいろな人の見方が私はあると思っておりますので、これについては申し訳ありませんけれども、佐藤議員と意見が一致するところではないのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 14番佐藤議員。

○14番（佐藤 昇君） しつこく言いますが、私は役場の中にしょっちゅういるわけではないですから分かりませんが、やはり呼び捨てというのは時たま散見されるのです。これはいかがなものかと私は思うのです。職員に対して呼び捨てをするというのは、やはり側で聞いていてもあまり気持ちのいいものではないです。この前に「おい」も付けば、それはもうパワハラですよ。だから、そういうことも考える必要があるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（杉本信一君） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木 浩君） 職員間で呼び捨てをしていることがパワハラに当たる可能性があるのではないかとということでございますけれども、その辺りにつきましては町長からの答弁でもありましたとおり、それだけでもって直ちにパワハラに当たるものではないと認識をしているところでございます。

また、さん付けをしてはどうかというルールをつくったらどうかということかなと思いますけれども、それはそれでまた1つのルールをつくることになると思います。それが、かえって息苦しい職場環境をつくってしまうこともあるのかなと考えておりますので、やはり大事なのは、ハラスメントの理解を深く持ってしっかりと行動をできるようにしていくことが職員に求められているのかなと思っております。そのためにも、研修などを通じて取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 14番佐藤議員。

○14番（佐藤 昇君） 最後の質問にしたいと思います。

残念ながら私とは見解は一つにはならないということだと思っておりますけれども、それぞれ職員は、うちに帰れば父親であったり、あるいは母親であったり、地域に出れば立派な何かの指導者であったりするわけです。だから、そういうことで人格を尊重した対応をしていただきたいものだと思うところであります。

その上で、答弁なければいいですけれども、改めてまた答弁をいただけるのであれば答弁をいただいて、最後の質問にしたいと思います。

○議長（杉本信一君） 暫時休憩します。

午前11時27分 休憩

午前11時28分 再開

○議長（杉本信一君） 再開します。

14番佐藤議員の発言に関しまして、前々回の休憩の前に取り下げた質問、メンタルヘルスの部分に関しては、議長において精査をさせていただきます。

以上でよろしいですか。

通告4番、阿部議員。

○3番（阿部君枝君） 一登壇一

通告書に従いまして、大きく1点について質問させていただきます。

終活支援について。

近年、「おひとりさま」と呼ばれる単身高齢者はこの20年で倍増し、国全体で約670万人となり、2040年には約900万人に達する見込みだと言われております。町内会や身近な人たちを見ても、伴侶を亡くし、おひとりさまになった高齢者が増えたと実感しております。

また、団塊の世代の皆様が後期高齢者となり、それに伴い単身高齢者も増えることが容易に想像できます。

単身となっても、近くにお子さんや親族など頼れる家族がいる場合はよいのですが、そうした家族がいない場合は孤独死となってしまうたり、亡くなった後、御遺体を引き取る人がいなければ無縁遺骨となってしまいます。

超高齢化社会を迎えようとしている今、家族の有無にかかわらず、誰もが安心して生きていくことができ、亡くなった後も御本人の尊厳が守られる仕組みが必要なのではないでしょうか。

全国では、こうした課題と向き合い、一人一人の尊厳を守る終活支援に取り組む自治体が増えています。

そこで、次の取組について、町の考えを伺います。

1点目、一番多い支援策はエンディングノートの無料配布であり、全国で300近くの自治体が配布を行っています。当町においても、まずエンディングノートの無料配布をし、終活を考えるきっかけづくりとして、ぜひ終活セミナーを開催してはどうか。

2点目は、神奈川県横須賀市では終活情報登録伝達事業を行っており、これは緊急連絡先をはじめ、エンディングノートや遺言書の保管場所など11項目の情報を市に登録し、万一のときに警察や医療機関などからの問合せを市が対応し、本人に代わって登録状況を伝える事業です。当町においても、ぜひ取り組んでみてはいかがでしょうか。

3点目は、終活あんしんセンターの設置です。東京都豊島区で行っている事業です。専門相談窓口見守り相談や成年後見制度の利用など、社協の既存サービスにも円滑につながることも多く、好評だそうです。当町でも町民相談窓口を設置して、スムーズなサービスの提供ができれば多くの町民の安心につながると考えますが、町の見解を伺います。

○議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

お答えします。

終活という言葉の持つ意味は一般的に、「人生の終わりについて考え、備える活動」と表すことができ、広義には介護・葬儀・財産・相続などの準備をして、残された家族の負担を軽減するための活動と認識をしております。

1点目の、当町においてもまずエンディングノートの無料配布をし、終活を考えるきっかけづくりとして終活セミナーを開催してはどうかについてですが、エンディングノートにつきましては、以前から保健福祉総合センターに見本などを設置しております。また、法務省においてインターネット上でも公開し、無料で入手できますので、町において作成して配布するというよりも、その存在や活用について啓発をすることが肝要だと考えております。

終活セミナーにつきましては、相談支援をしていく中でのニーズに応じ、各会合の機会を活用するなど、今後検討してまいりたいと思います。

2点目の終活情報登録伝達事業に取り組んでみてはいかがかについてですが、当町において、これまでお受けしてきたさまざまな相談や面談において得た本人の状況や経過については、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、保健福祉課及び各種サービス提供事業所に情報を積み上げてきております。各種ケースなどで緊急対応が必要な場合、関係機関において組織を横断した情報共有をしております。これによって対応をしてみたいと思っております。

3点目の終活あんしんセンターの設置の見解についてですが、相談窓口は高齢者の総合相談窓口として、地域包括支援センターにおいてあらゆる相談をお受けしてきておりますが、実情として終活についての相談は多くはありません。御質問にある高齢者の権利擁護や見守りなどについて、既存の組織や社会資源を活用して、現状の体制で引き続き対応するのが望ましいと考えております。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 阿部議員。

○3番（阿部君枝君） エンディングノートですが、見本を設置しているということですが、それに対して住民の方から、書き方だとかそういうことで聞かれるようなことはあったのでしょうか。

○議長（杉本信一君） 渡邊保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡邊亮司君） その見本に関して、相談しているげんき21でありますと、高齢者から直接エンディングノートの書き方はどうだという話は聞いたことはないのですが、包括支援センターの相談を受ける中で、そういった意思表示を今のうちからしていったほうがいいよ等のアドバイスはしています。

以上です。

○議長（杉本信一君） 阿部議員。

○3番（阿部君枝君） 今答弁の中にインターネットでは言われますけれども、まずインターネットで出せる方というのは少ないとは思いますが、まだそこまでっていないような、インターネットを使いこなしていなければ、なかなかそういうものも引き出せないのかなと思います。

エンディングノートは遺言書のような法的な効力はありませんけれども、自分自身に万一のことがあったときに備えて、自分自身に関するさまざまな情報や希望をまとめて記載することができるものです。終活を考えるきっかけとなって活用していくという部分の認識はしていらっしゃるのでしょうか。

○議長（杉本信一君） 渡邊保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡邊亮司君） 保健福祉課でいわゆる困難ケースとして取り扱うケースにおいては、このエンディングノートに書かれているような、本人の亡くなった後に

関する希望等が分からないため現場で苦勞している職員ないし関係機関の方々がよくおられますので、このエンディングノートによる死後の自分の在り方や希望についての意思表示は、できれば皆さんしていただきたいなというのが思いであります。

以上です。

○議長（杉本信一君） 阿部議員。

○3番（阿部君枝君） このことを質問するに当たって、こういう御相談を受けたのです。数年前に突然御主人が先立たれて、頼れる身内もない、子どももない高齢の方に、日常の見守りや入退院支援、葬儀、家財処分など、先行きが不安なのですと。エンディングノートは手には持っているけれども、どう扱っていいのかわからないというお話がありました。そのことがきっかけで、今回この話を取り上げてみようと思いました。

また、窓口の関係ですけれども、セミナーというのは健康や認知症に対することでは聞いたことがあるけれども、終活相談ということでは聞いたことがないのですが、この辺も全部網羅して、地域包括支援センターだとかそういうところで取り上げていただいているということでしょうか。

○議長（杉本信一君） 渡邊保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡邊亮司君） 地域包括支援センターで網羅しているのかということですが、個々相談において、そういったエンディングノートの書き方が分からないとか書いてみたいということに関しては、そういった書き方の支援は行っております。

また、セミナー等なのですけれども、これは介護する側の者が参加するセミナーというのは結構各地でいろいろな会合に合わせて講演等々ありまして、そこには職員としては参加しているのですけれども、高齢者が参加するセミナーというのは、例えば民間のお葬式をするところであったりとか、そういったところでやっていたりするので、必要な向きがあれば、そういったところを紹介する等々、対応してまいりたいと考えております。

○議長（杉本信一君） 阿部議員。

○3番（阿部君枝君） エンディングノートは持っても、具体的に自分事として書くというのはなかなか難しいと思うのですが、そういう活用場所があればまた違ってくるのではないかなということで、ぜひこういうセミナーを今後開催してはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（杉本信一君） 渡邊保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡邊亮司君） 繰り返しになりますが、例えば民間でなくて各種団体の集まり、老人クラブ等々の集まりで、望みがあればそういったことを企画検討してまいる考えであります。

また、個人の相談に応じては、書き方や希望が個別のケースにおいてそれぞれ違うと

思いますので、そこは相談者に応じて対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（杉本信一君） 阿部議員。

○3番（阿部君枝君） ぜひ、そのことで対応していただきたいなと思います。

2点目の終活情報登録伝達事業なのですが、これは神奈川県横須賀市で取り上げているのですが、11項目あります。全部ここで言っているかどうか分からないですけども、本人の住所や本籍地、2番目には緊急連絡先、3番目は支援事業所など、またかかりつけの医師やアレルギーがあるかとか、5番目には延命措置の可否について意思の保管場所と届け先、6番目はエンディングノートの保管場所と預け先、7番目は臓器提供意思、8番目は葬儀や遺品整理の生前契約先、9番目が遺言書の保管場所とその場所を開示する対象者の指定、10番目が墓の所在地、11番目が本人の自由登録事項の11項目となって、市民が希望する項目を自由に登録できるそうです。これは情報漏洩を防ぐために、情報はデータでなく紙で管理されているというものです。

今後、このような取組、遠軽町で考える考えはございませんでしょうか。

○議長（杉本信一君） 渡邊保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡邊亮司君） それに関しては必要性を感じつつも、今現在行っている相談支援の中で情報を積み上げていますので、その中で個人の身寄りやその連絡先などを情報共有している状態ですので、新たに組織、システムを作って対応する考えは今のところございません。

以上です。

○議長（杉本信一君） 阿部議員。

○3番（阿部君枝君） これは横須賀市でなぜ取り入れたかというのと、引き取り手のいない遺骨がこの30年間で5倍に増えたそうなのです。その多くは生前の身元が分かっている一市民であっても、本人は葬儀費用を貯めていたのに親族が見つからず、結局、市が葬儀のない直葬にせざるを得ないケースもあったように伺いました。

以前は住民票や戸籍から親族の氏名と住所を調べ、電話番号を案内で照会すれば連絡ができましたが、今は携帯電話が普及し、固定電話が減ったことで親族への電話連絡が難しくなり、こうした背景を受け終活支援事業、終活プランサポート事業というのも開始しているというのです。

遠軽町でも今までにこのようなことはないのでしょうか。

○議長（杉本信一君） 渡邊保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡邊亮司君） 実感として、最近そういった身寄りがいないとか、連絡先がないとか、親族との折り合いが悪くて誰もお骨の引き取り手がいないというケースが非常に増えていまして、令和4年、5年は1件程度だったのですけれども、令和6年には2件、令和7年度現在進行中ではありますけれども、行旅死亡人も含めてですけれども5件と、少しずつ増えていっているのかなと。そういう核家族化の影響

等々あるのかなとは思いますが。

○議長（杉本信一君） 阿部議員。

○3番（阿部君枝君） 今おっしゃったようにそれほど件数はないのでしょうかけれども、大きな市だと莫大な市の費用になったように聞いておりますけれども、身寄りのない方の葬儀を行う民間業者が一定の金額を預託し、死後事務委託契約を締結し、お亡くなりになった際に市と連携して葬儀を行うという事業なのだそうです。対象者は身寄りのない低所得の単身高齢者に限定し、費用は大体26万円以内というか、25万～30万円ぐらいなのではないでしょうか。生活保護受給者は5万円となっていると。2015年の7月から実施中です。

これは、民間業者というか、葬儀社の相手があることですから今どうこうと言わないのですが、今後このような取組も考える必要があるのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（杉本信一君） 渡邊福祉課長。

○保健福祉課長（渡邊亮司君） いわゆる終活という取組というか、本人の考え方の中に、葬儀の業者さんとお話の上、生前において自分の葬儀費用を既に納めておくなど取り組んでいるお年寄りはいるとお聞きしております。

また、身寄りがない場合や行旅死亡人の場合ですけれども、それは公費で火葬料などを負担、いわゆる僧侶に来ていただいて、読経していただくわけではないのですけれども直葬という形で、その辺りの経費については公費で賄っております。

以上です。

○議長（杉本信一君） 阿部議員。

○3番（阿部君枝君） 今のお話ですと、やはり町で負担することも出てくる。先ほど言ったように、本人はちゃんと生前お金があっても引き取り手がなくて、結果的にこういう制度がないがために本人の意思とは関係ない直葬で終わってしまうということがあり得るとのことだと思っております。ですから、この終活プランサポート事業というのは今後考えていく必要はあるのではないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。再度。

○議長（杉本信一君） 渡邊保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡邊亮司君） エンディングノートに今回焦点が絞られていますけれども、エンディングノートによらずとも、本人の死後に関する亡き後の自分の希望に関しては、聞いて表示していただく必要があると思っております。

特に施設等でも、今、施設の方々が傍聴にいらっしゃっていますけれども、まともに受け答えができるうちに、その辺りどういう希望があるのかというのを入所者の方に意思確認、特に延命措置等々いろいろ問題ありますので、その辺りを確認しているとは聞いております。

繰り返しになりますけれども、元気で自分で判断ができるうちに意思表示することが肝要なので、この辺は啓発に努めてまいりたいと考えております。

○議長（杉本信一君） 阿部議員。

○3番（阿部君枝君） ぜひ、今後に向けて啓発というか、御本人がしっかりしている間にこういうことも進めていただきたいと思います。

次に3点目ですが、終活あんしんセンターの設置なのですが、先ほど言ったように、御主人が亡くなって、いざ自分が相談しようと思ったときにどこに相談していいかわからないと言われたこともきっかけなのですが、やはりそう考えると、総体的とか、いろいろなものを総合的に受けていますよというのではなくて、そういう終活、安心できる相談窓口があるということが大事なのではないかなと、そういう質問をされました。

今まで健康とか日常的なセミナーは聞いたこともあるけれども、終活相談は聞いたことがないと、そういうところのお話から今回この質問をすることになったのですが、家族の有無にかかわらず、誰でも安心して生きて、亡くなった後も尊厳が守られる仕組みが必要ですので、なんとかこういう窓口をきちっとしてくださる考えはございませんでしょうか。

○議長（杉本信一君） 渡邊保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡邊亮司君） 繰り返しになりますけれども、高齢者の総合相談窓口は地域包括支援センターでございますので、そこでエンディングノート等々、人権、権利擁護の関係も取り組んでまいりますので、新たに組織をつくり上げてその窓口をとる考えはなく、現状の体制の中で取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（杉本信一君） 阿部議員。

○3番（阿部君枝君） これからは、誰もがおひとりさまになる可能性があり、誰もが同じ状況に置かれるやもしれません。特別なことではなくて、終活を前向きに捉え、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、終活支援窓口を当町に設置できればと思っておりますが、これを最後の質問としたいと思います。

○議長（杉本信一君） 堀嶋民生部長。

○民生部長（堀嶋英俊君） お答えをさせていただきます。

先ほど来、担当課長からお話しをしておりますように、現在の既存の組織の中で対応していけるかなとは考えております。

ただし、この終活支援については、今後、遠軽町においても非常に重要な部分を持つてくるのかなという考えはありますので、今後、他の市町村の取組事例等も含めて調査・研究はしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（杉本信一君） 以上で、阿部議員の質問を終わります。

昼食のため午後1時まで休憩とします。

午前11時51分 休憩

午後 0時57分 再開

○議長（杉本信一君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

通告5番、前島議員。

○10番（前島英樹君） ー登壇ー

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

農業と観光の活性化について。

令和7年に締結された「ミント研究推進に関する連携協定」は、本町の特色ある農業資源を活用した地域振興の重要な契機であると認識しています。

また、令和8年施政執行方針では、農業と観光の活性化、都市部大学生の農業実習受入れ、繁忙期の人手不足解消を進めるとされています。

しかし、これらを実効性ある地域政策へと発展させるためには、生産現場での生産意欲の維持向上、観光との接続、継続的な関係人口づくりまで踏み込んだ制度設計が必要と考えますので、町の見解を伺います。

(1) ミント生産の持続性確保と観光連動の推進が生産現場の負担増につながるのではなく、収益性へ還元されることが生産意欲の維持に不可欠です。ミント生産を地域ブランドとして確立していく中長期的なビジョンを町として持っているのか伺います。

(2) 大学生の農業実習受入れは、単なる労働補完ではなく将来的な関係人口の創出、移住・定住の入り口、担い手育成の可能性を持つ施策です。そのためには、受入れ後の継続的関係づくり、地域との接点づくり、観光・交流要素との融合が必要です。実習受入れの継続的関係構築をどのように図る考えか伺います。

(3) 農業と観光を一体的に推進するためには、農政林務、商工観光各担当の施策連動、情報共有、共同事業化が不可欠です。形式的な連携ではなく、成果につながる体制が求められます。今後、農業と観光を横断的に推進するための体制を構築する考えはあるのか伺います。

○議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

お答えします。

初めに、農業振興と観光振興について、基本はそれぞれの立場で取り組むべきものと捉えております。基幹産業の基礎である一次産業をベースに、農業生産基盤が確立された上に初めて、一次産業掛ける二次産業掛ける三次産業による6次化、1掛ける2掛ける3ですね、1足す2足す3でも6なのですけれども、この6次化や観光との連携が成り立つものであると考えており、これまでも生産基盤の確立に向けて、農地等の基盤整備を中心に支援をしてきたところです。

そこで、1点目のミント生産の持続性確保と地域ブランド確立に向けた町のビジョンについてですが、昨年7月に「ミント研究推進に関する連携協定」を株式会社ロッテと締結しております。

《令和8年3月6日》

1940年頃、当町を含むオホーツクエリアは、世界一の和種ハッカ——和は日本の「和」——生産量を誇っており、その中でも当町は普及・発展の中心的役割を担っていたと記録をされております。

また、株式会社ロッテは1948年の創業以来、ミントにこだわったチューインガムを製造販売しており、ミントの新たな可能性を探る中、和種ハッカに出会い、その結びつきが深い当町と連携協定を締結するに至ったところであります。

御質問にある生産の持続性確保、生産意欲の維持については、収益性のある事業にすることはもちろん、生産者から見てミント・和種ハッカがどのように生かされているのか目に見える形になることも重要であると考えております。

そういった意味で、大きな販売市場を抱えるロッテの持つブランド力や発信力に、主力製品であるチューインガムをもとに日本最古の国宝に認定された黒曜石のイメージとコラボレーションした「黒いミントガム」を試験生産し、9月のコスモスフェスタや各種イベント、白滝小学校修学旅行における札幌駅でのPR活動など、約2,500個を配布、周知を図ってきたところであります。

今回の協定の目的であるミントの栽培や活用研究、和種ハッカ生産の歴史や文化の普及啓発と合わせ、今後は官民連携による遠軽産和種ハッカを活用したお菓子などが商品化され、地域ブランドとして広く認知されることが生産意欲の向上につながるものと考えております。

2点目の、大学生の農業実習受入れ後の地域との接点づくり、観光・交流要素との融合による実習受入れの継続的な関係構築をどのように図るかについてですが、平成29年10月、遠軽町農業担い手対策協議会が設立され、それまでも取り組んできた農業の担い手対策をさらに一歩進める体制の整備に、町としても財政面などで支援をしてきたところです。

販売農家戸数が80件の当町において、新規参入による就農が7件、11名の定住にもつながっております。この数は道内でもトップクラスとして、一般社団法人北海道地域農業研究所の報告書にも優良事例として取り上げられているところでございます。

都市部大学生の受入れは平成30年に東京農大世田谷キャンパスから開始、その後、明治大学農学部や筑波大学も加わり、これまで延べ166人が当町を訪れ、農業実習に参加したところです。

大学生の受入れは観光ではなく、主に農業実習や担い手対策として実施をしておりますが、地域との交流の場としてコスモスフェスタやじゃがりンピック等の地元イベントへの参加や、農業実習をしながら自動車免許を取得する事業など、町内企業との連携にも取組を進めることで、農業実習以外においても学生と当地域や企業との継続的な関係構築に取り組んでいるところです。

3点目の農業と観光の一体的な推進体制の構築に対する考えについてですが、農業と観光の連携では、これまでも町や農協、商工関係団体、観光協会、物産協会などの関係

団体等が集まり設立している遠軽町オホーツク産業振興協議会において、地元農産物を活用した愛食フェアや国宝の黒曜石を地域資源としたPRなどの取組が行われています。

また、先の質問にもありましたが、遠軽産和種ハッカも農業だけにとどまらず、地域資源として他の部署と連携した取組が想定される品目でもあります。

このように、既に日頃から職員間での横断的な連携は行われており、今後も形にとらわれず柔軟に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 前島議員。

○10番（前島英樹君） 農業と観光の連動について、もう既にやられているという御回答がございました。

この通告書に書いてあります（3）の部分なのですが、「農業と観光を横断的に推進するための体制を構築する」という文面になってございますが、正直に白状しますと、こちらはAIの力をお借りして、ほんの少しですよ、作ったところ、非常に攻撃的で挑戦的な文面になってしまいまして、農政林務課、商工観光課両課長には大変な御迷惑をおかけしたというところでございます。

これを通告した後に、自分の真意を伝えるために両課長のところに行ってお話をさせていただきました。町長が農業と観光連動みたいなことを方針に書いているけれども実際どうなのだと。既に先ほどのロツテのガムの部分でやられていると。ですが、それ以外で今のところ具体的な動きはありませんが、情報交換はしていますよという返答でした。

新庁舎ではどうなるか分かりませんが、せっかく3階に両課隣り合わせでいますから、ずばり、両課長にあなたたちは仲悪いのかと聞いたら、仲は悪くないと。仲悪くはないけれども仲よくもないのだろうと言いましたら微妙な雰囲気になりましたので、それ以上の追及はしなかったのですが、しっかり情報交換をしながら一緒に共同してできる事業を目指していきたいという強い返答がございましたので、本当に期待をしているところでございます。

前置きはこころみにしまして、本題に入らせていただきます。

（2）の大学生の農業実習受入れを継続的に続けていく課題は、今、生田原の奥のキララン清里を拠点にしているのですが、実際に受け入れている農業者からも、もっといい方法がないのだろうか。もちろん都会の大学生ですからその距離感も楽しんでいる部分はあるのですが、受入れしている方にとって、その分朝早く来てもらわなければいけないということで、瀬戸瀬もしくは遠軽地区でそういった場所がないだろうかという要望をいただいております。

かといって、施設統廃合を進めている中、新しい施設をつくれとか、あの施設を改修しろという話ではありません。町と農業者、そして担い手協議会が一緒になって、どう

いう方向が望ましいのか、ちゃんと意見交換をしてその方向づけをしていく必要があると思います。

大学生の実習受入れの事業は、本日も御出席をいただいております石丸農業委員会会長は、個人的なネットワークも駆使し、交流人口から関係人口への創出を目指して、もう10年ほど続けている事業でございます。

今年度の予算では残念ながら移動のバス代程度しか計上されておりましたが、大きな可能性を秘めている事業でもございますので、ずばり町として方向性を農業者とともに見定め、適切な支援、バックアップ、サポートする考えがあるのか、お伺いをいたします。

○議長（杉本信一君） 石川農政林務課長。

○農政林務課長（石川正徳君） 前島議員の御質問にお答えしたいと思います。

2番目の質問ということで、大学生の受入れの体制整備というところでございますが、議員からもおっしゃられたとおり、確かに今、行革等で施設等の見直しをしている中、新たに農業だけの施設を取得するというのはかなり困難かと担当課としても受け止めているところでございます。

また、受入れしている大学生も、夏休み・冬休みの時期にどうしても時期的なものの集中がございまして、1年を通して多くの方を利用させるような取組まではまだ正直なところっていない部分もありまして、そういうことを考えるとコスト的にも施設の取得という部分は難しいかと思っておりますが、当町におきましては、合宿誘致等の施設も有効活用して、この後、農政林務課だけにとどまらず、庁舎内の連携を図った中でどういう形での受入れがしていけるか、また、民間の活力も受けながら対応していけるのかということも踏まえて、担当課として協議を進めていきたいと考えているところでございます。

また、受入れ体制の整備、ハード・ソフト面含めまして、担当課としては日頃からアンテナを立てて、何かいい補助事業等が発生したときには活用できるよう、常日頃から対応してございますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（杉本信一君） 前島議員。

○10番（前島英樹君） 大変前向きな御答弁をいただきましたので、本来はこれで終わりなのですが、お時間たっぷりありますので、最後にもう一つだけお聞きをしたいと思っております。

今回、一般質問をするつもりはありませんでした。一般質問をするためには入念な準備・調査、そして町長から全否定を食らうというリスクも抱えていますから、まずメンタル部分でも非常に大変なのです。

今回は、提出された町長の施政執行方針において予算立てがされていない、あるいはどう予算立てをしていくのか少し分かりにくい部分があったので、これは直接町

長にお聞きするしかない、AIの力も少しお借りしながら一般質問に立たせていただいた次第でございます。

農業と観光の活性化ということで質問をさせていただきましたが、令和8年度全体の予算、そして各事業においては、これが目玉だ、あるいはこれが町として力を入れていきたい事業なのだなという、効果に期待できる、あるいはそうした議員として楽しみな事業というものは、残念ながら読み取ることはできませんでした。

医療・介護をはじめとする社会保障関連の支出が増す中、一般財源、自主財源で行える事業は減少を余儀なくされています。この予算案を組む過程におきましても、各部、各課の部課長の大変な御苦勞があったことは推察をいたします。

しかし、既存の住民サービスを維持していくことを前提としながらも、だからこそ自主財源で行う事業は成長・発展が見込めるものならば、思い切って大胆に、投資の意味を込め、予算立てをしていくべきと考えます。

挑戦なきところに成長はありません。どこかで聞いたフレーズですが、パクリついでに申し上げれば、今回、私を含め5名の議員より一般質問がございました。できないことを、できない理由をあげつらうよりも、できないことをどうしたらできるようになるかを考えていくことが、行政にとっても議会との対話をしていく中でも大切に重要なことだと考えます。

そこで、各事業予算につきましては週明けから行われます予算審査特別委員会でみっちりとかつしっかりと精査・議論させていただきますが、令和8年度遠軽町施政執行方針並びに会計予算書の中で、これが目玉だ、これが町として、町長として注目してほしい部分なのだと、もしそういう部分があれば、ここに書いていなくてもいいのです、今年の令和8年度の施政方針には書かれていない本音部分も多分あるかと思しますので、そちらをぜひお示しをお願いいたします。

○議長（杉本信一君） 休憩します。

午後 1時16分 休憩

午後 1時17分 再開

○議長（杉本信一君） 再開します。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） お答えしますが、まず農業政策全体についてのお話をしたいと思いますが、その前に少しあったのが目玉事業の絡みの話かな、できないものをできないではなくて、できるようにというのは、それはもう僕だけではなくて職員もそういうことで仕事に取り組んでいるということを御理解いただきたいと思います。

それともう1点、今までやってきたこともぜひ御理解を願いたいと思います。

これから話すことも入ってくるものもありますけれども、先ほどの質問がいっぱいあったのであれなのですけれども、農業の目玉事業も今までいろいろやってきました。

つい最近でしたら、過去のことだったら、農協さんの哺育の、牛の幼稚園にも莫大な補助金を出しているわけです。

農業以外のことにも共通なのですけれども、先ほど別の議員の方の答弁でもお話ししました、高齢者対策では老人ホーム、大きいのを全部改築した、それから子育てでは、幼稚園は周りのほかの町にはないですね。みなさん、ほかの町がどうのこうのという方も、議員の皆さんから聞いたことないですけれども、あって、それも全部、ひばり幼稚園、中央幼稚園、遠軽幼稚園、改築しました。

先ほどの農業施設もそうですけれども、町で直営ではないですから、何かやっていないような、関係ないような気もしますけれども、莫大な億単位の補助金を出したからできているわけであって、ぜひそういうところも町が関与してやっているのだということを御理解願いたい。

その上で、農業に関する全体のお話ということでお話をさせていただきます。少し質問が大きいですから、長くかかるかもしれません。

一番大事なものは、私は農業では基盤整備だと思っております。

基盤整備は、皆さん御承知のことだと思いますけれども、やはり草地だとか、畑総でいえばそういうことです。そういったものがなければ農業なんかできません。

これについても、正直言って、ここの場で議論してもどうしようもないわけです。これは莫大な予算と制度改正が必要です。これは条例なんかではなくて法令なのです。法律。これを我々は国に言ってやっているわけです。もうしょっちゅう国に行って、他の首長さんたちと連携して、場合によっては北海道庁も一緒に行って。国の基盤整備が今までずっと補正対応なのです。これでは、我々も農家の人も、全然計画的にできませんよ。まだ100%ではないですけれども、補正ではなくて当初予算対応になるという話もちろちら聞こえているから、そういったことに期待した上で一次産業、農業を進めていくべきだと私は思います。

もっと全体的なことを言いますと、遠軽町にとって農業の話をさせていただきますと、皆さんも御承知だと思いますけれども、私はまさにこのオホーツクの一次産業を担うのが遠軽町の町としての一番の役割だと思って、それに対しての政策を構築しているわけです。

北海道14の支庁に分かれています。今は振興局。その中で、我々のオホーツク総合振興局管内は、漁業1番、林業は森林面積や生産高などいろいろ取り方があるのですけれども大体1番、農業だけが十勝に次いで2番です。1、1、2なのです。その半分が遠紋地方で、我々はその遠紋地方の中核の町として成り立っているわけです。

では、そこで我々の存在価値とは何かというと、その遠紋の一次産業を支えるための役割というのは、私はそこで医療と教育。医療というのは遠軽厚生病院を中心とするものです。教育は遠軽高校を中心とするものです。我々も屯田兵ではないですから、その時代の人間ではないです、最低限この2つがなければ一次産業でここに定着することも

ない。御商売をやられている方もたくさんおりますけれども、それがなければその御商売も成り立ちません。

そういう意味で、医療と教育、大学はないですから遠軽高校になりますが、これを重点的にやっているわけで、いろいろな御質問を受けておりますけれども、いろいろなものをこの2つに結びつけて政策を実はやっているわけです。そこで新しくやるものもあるし、この2つを守るためにやめるものもあります。

そして、この医療と教育を守るために自衛隊駐屯地が絶対なくてはならない。この3つのトライアングルによって、オホーツクの一次産業、とりわけ農業の話になると農業を守っていくという政策でやっております。

遠軽町の農業就業人口は、働いている人の人口の割合でいくと非常に少ないです。数年前で7.4%ぐらいでしたから、もう7%になっているかな。ほかの町は大体20%から30%ぐらいあります。つまり、二次産業・三次産業が多いのですけれども、その二次産業・三次産業も、一次産業があるからこそその二次産業・三次産業と私は理解して政策を組み立てているわけであります。

いっぱいありますけれども、これ以上話すと長くなるので言いませんけれども、そういった中でさまざまなことをトライしてまいりました。

先ほど答弁しました新規就農も、最初からうまくいったわけではありません。失敗を重ねていろいろなことをやって今に至って、トップクラスの新規就農の人口になっているわけでありまして、これからもそのようなものを基本に、農業政策を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 以上で、前島議員の質問を終わります。

以上をもって、一般質問を終わります。

◎休会の議決

○議長（杉本信一君） お諮りします。

3月7日、8日の2日間は休日のため、3月9日から12日までの4日間は予算審査等のため、休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、3月7日から12日までの6日間は、休会とすることに決定しました。

◎散会宣告

○議長（杉本信一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会とします。

午後 1時25分 散会

《令和8年3月6日》

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 松本信一

署名議員 佐藤和徳

署名議員 佐藤 昇